

輸入統計品目表第 9515.90 号のテキストの異同

この

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（令和 4 年財務省告示第 271 号）による改正で、

輸入統計品目表第 9515.90 号が改正された。この告示において改正前は、

9615.90	—その他のもの	
010	—木製のもの	K G
	—アルミニウム製又はアイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用若しくは細工用の材料製のもの	
020	—アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	K G
040	—アルミニウム製のもの	K G
030	—鉄鋼製のもの	K G
050	—その他の卑金属製のもの（貴金属をめぐつしたものを除く。）	K G
060	—その他のもの	K G

とされている。ところが現行法規総覧で確認すると正しいのは、

9615.90	—その他のもの	
010	—木製のもの	K G
020	—アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	K G
030	—鉄鋼製のもの	K G
040	—アルミニウム製のもの	K G
050	—その他の卑金属製のもの（貴金属をめぐつしたものを除く。）	K G
060	—その他のもの	K G

となっている。実行関税率表の表現に引きずられたが、告示の形を確認が不十分であった

ためである。

経緯的には、HS 導入の際に、定率法細分はなく、暫定法細分が(1)から(6)まであり、これが統計細分の 010 から 060 となった。

WTO 改正、暫定税率が基本税率化された際に、暫定法細分(2)(統計細分 020)と(4)(統計細分 040)は税率が同じであったため、基本税率細分として統合されたが、輸入統計品目表は改正の必要がないとして改正されなかったため。